

生活援助従事者研修における修了評価の取扱い

1 修了評価の方法

- (1) 全科目の修了時に、別添の「生活援助従事者研修における目標、評価の指針」及び別紙5-2において科目別に定める「到達目標・評価の基準」に基づき、各受講者の知識・技術の習得度を評価する。
- (2) 修了評価対象科目は、原則として「2介護における尊厳の保持・自立支援」から「8こころとからだのしくみと生活支援技術」とする。
- (3) 修了評価は、次の方法により行うこと。なお、修了評価に要する筆記試験またはレポート等の作成にかかる時間は、カリキュラムの時間には含めないものとする。
  - ア 全科目を履修した者に対し、筆記試験を30分間以上実施すること。
  - イ 「8こころとからだのしくみと生活支援技術」内で行われる各技術の演習については、一連の演習を通して受講者の技術度合を評価することとし、介護技術を適用する各手順のチェックリスト形式による確認等、各研修事業者が適切であると判断する方法を定めて行うこと。
  - ウ 評価対象科目において実習を行う場合の実習の評価は、受講者に「実習レポート」を提出させるなど、各研修事業者が適切であると判断する方法を定めて行うこと。
- (4) 修了評価課題は、原則として毎年度、内容等の見直しを行うこと。

2 評価者及び評価認定例

- (1) 評価は、原則として当該科目の担当講師が行う。
- (2) 評価認定は、次のとおり理解度の高い順にA・B・C・Dで評価し、B以上については基準を満たしたものとして認定する。なお、評価の難易度（評価基準を満たす程度）は、生活援助中心型の介護職の入口に位置する研修であることから、「理解・列挙・概説・説明できるレベル」を想定すること。

認定基準（100点を満点評価とする）

A = 90点以上、B = 80～89点、C = 70～79点、D = 70点未満
- (3) 評価認定は、筆記試験にて行うこと。なお、100点を満点とした場合、80点以上を「基準を満たす程度」とする。
- (4) 修了評価の結果は、即日、受講者全員に個別に通知することとし、認定基準に満たない者に対しては、直ちに再指導及び補習等を行い、基準に到達するまで再評価を実施すること。なお、補講等の取扱いについては、別紙4によること。

## 生活援助従事者研修における目標、評価の指針

### 1 各科目の到達目標、評価

#### (1)生活援助従事者研修を通じた到達目標

基本的な生活援助中心型の介護を実践するために最低限必要な知識・技術を理解できる。

介護の実践については、正しい知識とアセスメント結果に基づく適切な介護技術の適用が必要であることを理解できる。

自立の助長と重度化防止・遅延化のために、介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させるという視点が大切であることを理解できる。

利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活を送れるようにするために、利用者一人ひとりに対する生活状況の的確な把握が必要であることを理解できる。

他者の生活観及び生活の営み方への共感、相手の立場に立って考えるという姿勢を持つことの大切さについて理解できる。

自立支援に資するサービスを多職種と協働して総合的、計画的に提供できる能力を身につけることが、自らの将来の到達目標であることを理解できる。

利用者本位のサービスを提供するため、チームアプローチの重要性とその一員として業務に従事する際の役割、責務等を理解できる。

利用者、家族、多職種との円滑なコミュニケーションのとり方の基本を理解できる。

的確な記録・記述の大切さを理解できる。

人権擁護の視点、職業倫理の基本を理解できる。

介護に関する社会保障の制度、施策、サービス利用の流れについての概要を理解できる。

#### (2)各科目の「到達目標・評価の基準」

「ねらい(到達目標)」

「ねらい(到達目標)」は、各科目が、実務においてどのような行動ができる介護職員を養成しようとするのかを定義したものである。

生活援助従事者研修修了時点でただちにできることは困難だが、生活援助従事者研修事業者は、研修修了後一定の実務後にこの水準に到達する基礎を形成することを目標に、研修内容を企画する。

「修了時の評価ポイント」

「修了時の評価ポイント」とは、生活援助従事者研修において実施する受講者の習得状況の評価において、最低限理解・習得すべき事項を定義したものである。

生活援助従事者研修事業者は受講生が修了時にこの水準に到達できていることを確認する必要がある。

「修了時の評価ポイント」は評価内容に応じて下記のような表記となっている。

ア 知識として知っていることを確認するもの。

知識として知っているレベル。

【表記】

・「理解できる」(概要を知っているレベル)

別紙 5 - 5 (第 23 条関係)

- ・「列挙できる」(知っているレベル)
- ・「概説できる」(だいたいのところを説明できるレベル)
- ・「説明できる」(具体的に説明できるレベル)

筆記試験や口答試験により、知識を確認することが考えられる。

イ 技術の習得を確認するもの。

実技演習で行った程度の技術を習得しているレベル。

【表記】

- ・「～できる」「実施できる」

教室での実技を行い確認することが考えられる。

ウ 各科目の「内容例」

各科目の「内容例」に示す、「指導の視点」、「内容」は、各科目の内容について例示したものである。